

国民年金コーナー

こんな時には、こんな手続きを

国民年金は日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられない場合もあります。左の表に記載してあるようなときは、届出が必ず必要です。忘れずに届出を行いましょ。

届出が必要になった方は、必要な書類をあらかじめ市町村や勤務先などで確認のうえ、14日以内に手続きをしてください。

郡山年金事務所

024-932-3434

市民生活課

72-6933

こんな時には届出を

国民年金加入者の方

こんなとき	届出先	必要なもの
20歳になったとき (※厚生年金・共済組合の加入者と被扶養配偶者は除く)	市区町村	印かん
厚生年金・共済組合に加入したとき	勤務先	本人・配偶者の年金手帳、印かん
厚生年金・共済組合の加入をやめたとき	市区町村	本人・配偶者の年金手帳、退職年月日が分かる書類、印かん
配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき (※離別や死別をしたときや収入が増えたとき)	市区町村	年金手帳、扶養からはずれた年月日が分かる書類、印かん
住所、氏名が変わったとき	第1号被保険者	市区町村
	第2号、第3号被保険者	勤務先
年金手帳がなくなってしまったとき	市区町村 勤務先 社会保険事務所	基礎年金番号が分かる書類、身分証明書(※本人以外の方が届ける場合は委任状)

年金を受けている方

こんなとき	提出書類
誕生月がきたとき	年金受給権者現況届等 ※
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届
住所を変えたとき	年金受給権者住所変更届
年金の受け取り先を変えるとき	年金受給権者支払機関変更届
年金を受けている人が亡くなったとき	年金受給権者死亡届
年金証書をなくしたとき	年金証書再交付申請書

※ 次の届の提出が必要な場合以外は、原則として「現況届」の提出は不要となります。

1. 住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認が行えない方は、「現況届」
2. 加給年金を受けている場合は「生計維持確認届」
3. 障害の程度の確認のために「診断書」

* 提出が必要な届出は、日本年金機構から受給者の方々へ送付されます。

***** 非自発的失業者の方へ *****

平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます

●対象者は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1)雇用保険の特定受給資格者
(例：倒産・解雇などによる離職)
- (2)雇用保険の特定理由離職者
(例：雇い止めなどによる離職)

として求職者給付(基本手当等)を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11,12,21,22,31,32,23,33,34に該当される方

※高齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。

●軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、右記までお問い合わせください。

●軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付(基本手当等)を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

●制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。ご了承ください。

◆軽減を受けるには届出が必要です。

市民生活課

72-6933